

市民公益活動を応援します！

令和7年度（2025年度）

吹田市市民公益活動促進補助金 募 集 要 項



～募集期間～

令和7年（2025年）4月1日（火）

～4月15日（火）午後5時30分

郵送で申請できます（4月15日必着）。配達状況が確認できる簡易書留や特定記録郵便などの利用をお勧めします。また、電子メールでも申請できます。

申請書類は吹田市のホームページからダウンロードできます。



（受付・お問い合わせ）

吹田市役所 市民部 市民自治推進室

TEL：06-6384-1326（直通）

メール：simfreaki@city.suita.osaka.jp

3月8日(土)から4月8日(火)まで事業計画や予算の立て方等、新たに事業を実施するための支援を市民公益活動センター ラコルタで行っています。

特に初めてスタート支援コースで申請を検討中の団体は是非この期間にご相談ください。

TEL：06-6155-3167

※この募集は、令和7年度予算が吹田市議会において原案可決された場合に実施します。

—目 次—

1. 目 的	1
2. 補助対象団体	1
3. 補助対象事業	1
4. 令和7年度（2025年度）補助金総額	2
5. 補助対象事業期間	2
6. 補助対象事業コース	2
7. 同一事業の取扱い	2
8. 補助対象経費	3
9. 補助対象外経費	3
10. 補助金の額について	4
11. 募集期間・提出先	5
12. 提出書類	5
13. 事前質問	6
14. 審査方法	6
15. 審査基準	6
16. 審議会委員の役割	6
17. 決定通知	7
18. 交付請求および補助金の交付	7
19. ラコルタ（市民公益活動センター）によるコンサルティング	7
20. 進捗状況報告	7
21. 事業報告	7
22. 確定通知及び精算	7
23. その他	8
●申請から補助金交付までの流れ	9
●市民公益活動促進補助金申請書 記入例	10
・吹田市市民公益活動促進補助金交付申請書	

1. 目 的

この補助金制度は、市民公益活動団体を積極的に支援し育てるとともに団体間の連携を図ることにより、市民公益活動のさらなる活性化と市民主体の活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、市民公益活動団体が取り組む事業に必要な経費の一部を補助します。

この補助金は市民公益活動団体が取り組む事業に対して交付するものですが、補助金交付団体が将来にわたって自立して事業を継続していただくための制度です。

なお、この補助金は「みんなで支えるまちづくり基金」から支出しています。補助金交付事業の成果を市民に還元するため、応募される事業の公開プレゼンテーション及び年度終了後の公開事業報告会へ必ず参加してください。

●「市民公益活動」、「市民公益活動団体」とは

「市民公益活動」とは、市民が自発的に行う営利を目的としない社会貢献活動（宗教、政治を目的とする活動は除く。）をいい、また、「市民公益活動団体」とは、それらを行う団体であって、主として市内を活動地域とするものです。

（吹田市市民公益活動の促進に関する条例第2条）

2. 補助対象団体

補助の対象となる団体は、以下の項目に全て該当する団体であることが必要です。

- （１）主として市内で活動する市民公益活動団体
- （２）代表者を含め３人以上の役員がいること。
- （３）事業の計画や予算・決算を立てることができること。

※事業計画書や予算書・決算書の書き方は市民公益活動センター ラコルタに御相談ください。

3. 補助対象事業

主として吹田市内で実施する市民公益活動とします。

応募される事業が、吹田市のほか、大阪府、その他公共団体又は公共的団体から補助を受けている（又は受ける見込みのある）場合は応募できません。例えば、吹田市社会福祉協議会「福祉ボランティア基金助成金」との重複応募はできません。

《補助対象事業の例》 市のホームページで、過去の交付事業が確認できます。

- ・子育て世代の癒しの場、生きがい、交流の場を提供する事業
- ・環境の保全に取り組む事業
- ・高齢者、障がい者、子どもの支援に取り組む事業
- ・防災・減災に取り組む事業
- ・国際化・国際協力に取り組む事業
- ・世代間、地域の交流に資する事業
- ・コロナ禍で生じた新たな地域課題に取り組む事業

など、多くの人に関かれた活動で、特定の人の利益を目的としない活動。

※オンラインを活用した活動等についても対象になります。

4. 令和7年度（2025年度）補助金総額

300万円

この補助金は「みんなで支えるまちづくり基金」から支出しています。同基金へは、市内外から市民公益活動の支援のための寄附をいただいています。

5. 補助対象事業期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日の間に行われる事業を対象とします。応募時にすでに取り組んでいる事業も対象としますが、令和7年6月中を予定している交付決定の時点ですでに完了している事業は応募できません。

6. 補助対象事業コース

補助対象事業は次の（1）又は（2）のコースです。

※応募は1団体につき1事業に限ります（複数申請不可）。

※いずれのコースも補助対象経費の審査、応募者多数の場合など、申請金額より減額することもあります。

（1）スタート支援コース

補助対象経費の4分の3以内で、10万円を限度とします。

4月1日時点で市民公益活動を始めて3年未満の立上がり期の団体が行う事業が対象。

（2）自立支援コース

補助対象経費の2分の1以内で、50万円を限度とします。

市民公益活動を1年以上行っている団体が、課題解決に向けて自由な発想やアイデアを大切にしながら創り出す事業、市民公益活動団体の連携を促す事業、複数の市民公益活動団体が連携して行う事業が対象。

複数の市民公益活動団体で実行委員会等を結成し、協働して行う事業で申請を行う場合、今後1年以上継続して実施する意思がある場合は事業1年目の申請も可能です。ただし、幹事団体（事務局機能を果たす団体）の活動実績が1年以上であることを要件とします。また、実行委員会の構成団体は他の事業で申請することはできません。

7. 同一事業の取扱い

（1）スタート支援コース

同一事業に対する補助金の交付は、立上げ3年未満であれば各年度6（1）の範囲内で2回まで可能です。（スタート支援コースの交付回数に関わらず、自立支援コース移行後の交付限度回数は3回です。）

(2) 自立支援コース

同一事業に対する補助金の交付は3回を限度とします。

前年度に引続き、同一事業を継続して行う計画の場合の補助金額は、原則として、2年目は1年目の5分の4以内、3年目は1年目の5分の3以内と、順次減額していきます。ただし、補助金審査において事業内容の強化、発展、改善があると判断された場合は、減額しないこともあります。

8. 補助対象経費

補助対象となる経費は、応募される事業のみに要するもので、下記の経費とします。

費 目	経費の種類
人 件 費	当該事業に直接必要なスタッフ等への賃金等
報 償 費	講師・専門家への謝礼等
旅 費	当該事業に関わる交通費、通行料金、駐車料金等（実費）
印 刷 費	チラシ・ポスター等の印刷費、消耗品費等
消 耗 品 費	事業に必要な事務用品等
通信運搬費	切手等郵送料等
保 険 料	保険料
使用料及び賃借料	会場借上げ料等
その他の経費	その他当該事業実施に不可欠な経費

※スタッフの交通費は実費のみ旅費に計上してください。

※申請があっても審査の結果、申請金額より減額して交付する場合があります。

9. 補助対象外経費

(1) 補助対象とならない主な経費

ア 補助対象事業以外の経費

(ア) 団体の管理経費（団体事務所の管理経費、加盟組織への年会費等）

(イ) 補助対象事業以外の経費と明確に区分できないもの

応募以外の事業と共通する運営費や事業実施場所の管理費（光熱水費、電話代、ガソリン代等）その他明確に区分できないもの

イ 受益者負担を原則とするもの

料理の材料費、景品・グッズ代等は、基本的にサービスの受益者から徴収するものとします。

ウ 食糧費（食事代・お茶代等）

エ 団体構成員への講師謝礼

オ 申請時・交付決定時に計上されていない経費

補助金申請時に収支予算書に記載されていない経費については、原則として補助対象経費とはなりません。十分に精査した上で申請してください。

(2) 内容により補助対象とならない経費

ア 報償費

吹田市の講師謝礼基準を超える部分の謝礼

イ 人件費

1 日あたり 1,500 円または総額 3 万円を超える部分のスタッフ等への人件費

ウ その他の経費

備品（単価 2 万円以上の物品）については、購入ではなくレンタル等により調達することを原則とします。購入費用を補助対象経費とするかどうかは、真にその事業に不可欠なものかどうか（その備品がなければ事業ができないのか）等を考慮して判断します。申請時に見積書、カタログ等を添付してください。

申請に含まれないものは対象経費として認められません。追加で経費の内容の説明資料の提出を求める場合があります。

10. 補助金の額について

次の（１）から（３）のいずれか低い額の範囲内となります。

- （１）補助対象となる経費（８の経費）の総額から補助対象事業に係る収入（※）の額を控除した額
- （２）スタート支援コースにおいては補助対象経費の４分の３の額、自立支援コースにおいては補助対象経費の２分の１の額
- （３）６のコースごとの補助限度額

※補助対象事業に係る収入とは

補助対象事業に係る収入のうち、参加費、保育料、会場費、協賛金、広告料、利息、寄附金などをいいます。（図１の(a)）

補助対象経費に該当しない経費に充当することが明確な収入（食糧費・材料費相当分など）については、補助対象事業に係る収入から除外します。（図１の(b)）

図１ 補助額と補助対象経費のイメージ

支出	補助対象外経費		補助対象経費	
収入	食糧費・材料費 相当分など (b)	補助対象事業 に係る収入 (a)	団体からの 繰入金・補 填金など	補助金

〔スタート支援コース〕 補助対象経費の 3/4 以下
〔自立支援コース〕 補助対象経費の 1/2 以下

1 1. 募集期間・提出先

(1) 募集期間

令和7年(2025年)4月1日(火)～4月15日(火)午後5時30分

(2) 提出先

吹田市役所 市民自治推進室までご提出ください。(土日祝は除く)

郵送で申請できます(4月15日必着)。配達状況が確認できる簡易書留や特定記録郵便などの利用をお勧めします。また、電子メールでも申請できます。

◇ ラコルタ(市民公益活動センター)での事前相談

【3月8日(土)から4月8日(火)まで】

事業内容等を充実させるため、申請書類を提出する前にラコルタでの事前相談をご活用ください。申請書の書き方、予算の立て方の相談にも応じます。

特にスタート支援コース1年目の申請団体は是非ご活用ください。

ラコルタ(吹田市立市民公益活動センター)

吹田市津雲台1-2-1 千里ニュータウンプラザ6階

電話:6155-3167 FAX:6833-9851

火曜日～土曜日…9:30～21:30、日・祝日…9:30～17:30

月曜日休館

1 2. 提出書類

(1) 補助金交付申請書

(2) 添付書類

①団体概要書(別紙1)

②事業実施計画書(別紙2)

③収支予算書(別紙3)

④定款、規約、会則又はこれに準じるもの

⑤役員名簿(実行委員会形式の場合は、実行委員名簿)

役職、氏名、住所(〇市〇町まで)

⑥団体全体の当該年度予算書

⑦団体全体の前年度決算書

※応募時に提出が無理な場合は、直近のもので代用可。

設立初年度の団体は添付不要。

⑧会報、ニュースレター等団体の活動内容がわかるもの

A4縦限定で4枚(両面で8ページ)以内とします。A4版以外のパンフレット等を提出する場合、20部提出してください。

①～③の申請書類は、
市のホームページから
ダウンロードできます。

④～⑦は特に
決まった様式は
ありません。

13. 事前質問

審査に先立って、市民自治推進室から文書で質問を行いますので期限までに回答してください。回答内容は審査に活用します。（質問は4月28日（月）発出予定）

14. 審査方法

（市民公益活動審議会委員による書類審査、公開プレゼンテーション）

応募団体による公開プレゼンテーションを実施しますので、必ず参加してください。
応募書類とプレゼンテーションの内容を総合的に評価して、審査・選考します。

●公開プレゼンテーション

日にち：令和7年（2025年）5月31日（土）

場 所：市民公益活動センター（ラコルタ） 千里ニュータウンプラザ6階

方 法：公開の場で、各団体 10 分程度の時間で応募された事業の発表と、審議会委員による質疑応答を行います。

※団体の事業、PRのためのチラシ等の配付を希望する場合、5月26日（月）までに50部市民自治推進室にご提出ください。

15. 審査基準

応募された事業について、下記の基準で審査します。

	項 目	内 容
1	公益性・共感性	事業の成果が市民の利益につながる事業であるか、また、広く市民の共感が得られる事業であるか
2	先駆性	新たな視点、発想から提案された事業であるか
3	発展普及性	団体及び事業の発展や、継続的な展望が期待できる事業であるか
4	実現性	実施可能な方法、スケジュール、予算で立案された事業であるか
5	自立性	補助金だけに頼らず自己努力による財源確保に努めた事業であるか

16. 審議会委員の役割

審査は、吹田市市民公益活動の促進に関する条例第 12 条に基づいて設置する吹田市市民公益活動審議会委員が行います。

※審査の公平性を期すため、審議会委員が応募団体の役員等になっている場合は、全審査に参加しません。

17. 決定通知

審議会の審査結果を基に、市長が補助対象事業、補助金交付額を決定し通知します。不交付の場合は理由も添えて通知します。

また、応募された事業については交付、不交付にかかわらず、その事業概要、交付申請額、交付決定額などを市のホームページに掲載します。

18. 交付請求および補助金の交付

交付決定を受けた団体は、市長が指定する期日までに請求書を市長に提出していただきます。市長は当該請求の内容を審査し、適当と認めるときは、概算払いにより補助金を交付します。

19. ラコルタ（市民公益活動センター）によるコンサルティング

実施事業を安定的に継続し、いずれは自立して事業が実施できるよう支援するため、ラコルタによるコンサルティング（次年度以降の自立発展を見据えた事業のブラッシュアップやその基盤となる組織運営への助言等）も、補助金交付事業に対して実施します。

- （１）スタート支援コース 立ち上げ期の団体を集中的に支援することを目的に、ラコルタが年間を通して定期的にコンサルティングを実施します。
- （２）自立支援コース 最長３年間の補助交付期間中に自立して活動を継続できる組織運営体制を確立し、また資金を確保していけるよう、全ての団体に、ラコルタの支援を受け、残り上限補助交付期間の自立計画を策定いただきます。

20. 進捗状況報告

補助金交付団体には、事業実施年度途中（１０月頃予定）に進捗状況の報告書（事業進捗状況報告書等）を提出していただきます。また、事業の実施状況を現地に確認し、進捗状況等についてヒアリングをさせていただく予定をしています。

21. 事業報告

補助金交付団体には、事業が終了次第、実績報告書に関係書類（事業実績報告書、収支決算書等）を添えて提出していただきます。収支決算書には領収書または支払いの事実を証明できる書類の添付が必要です。また、対象事業の実施成果を広く市民に紹介するため、公開の事業報告会を令和８年（２０２６年）２月頃を開催する予定です。

※補助金交付団体は、上記の事業報告会へ必ず参加してください。

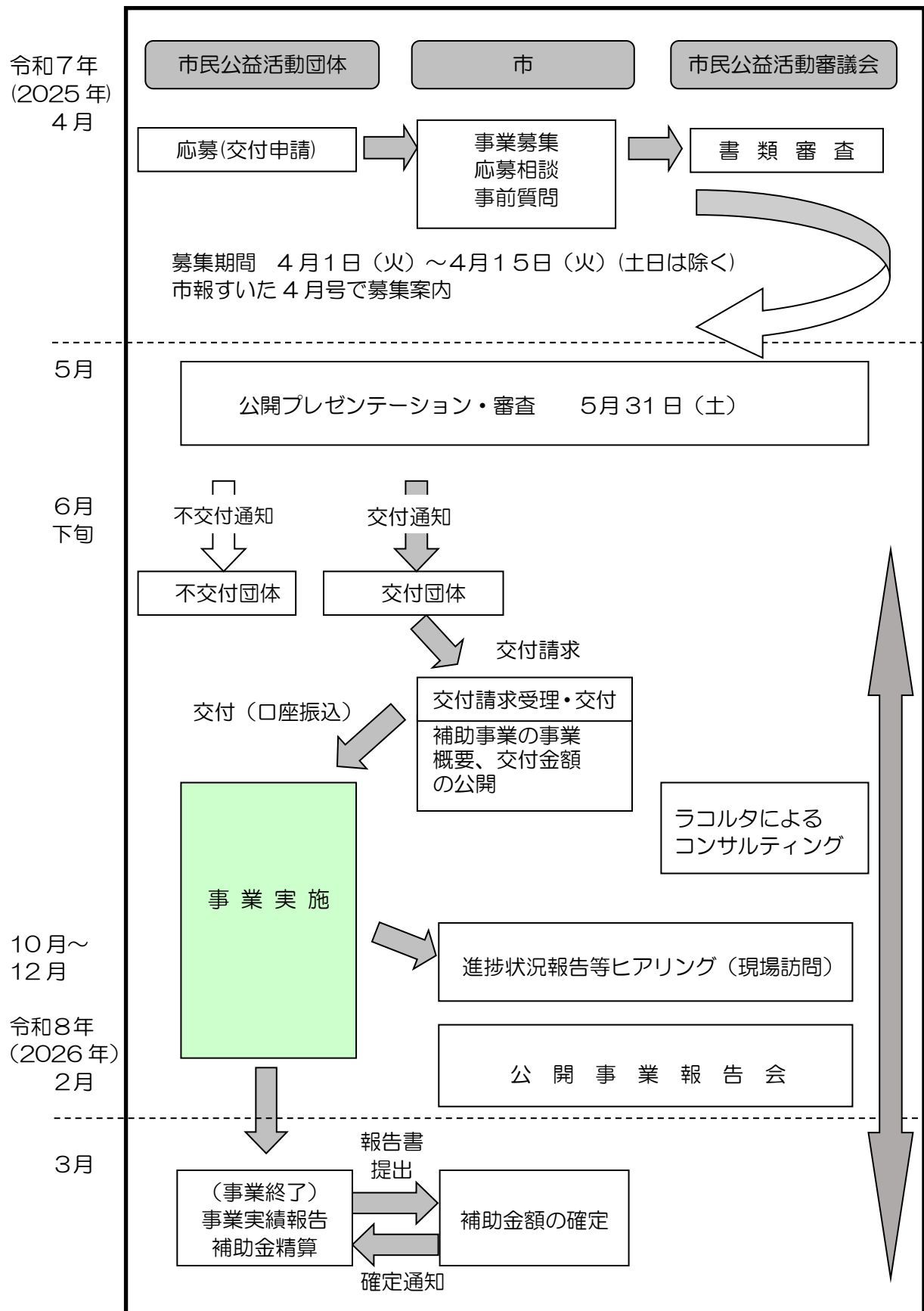
22. 確定通知及び精算

実績報告書の内容を審査して、補助金交付額を確定します。このとき、既に交付を受けた金額が確定金額を超える場合は、その超過分を返還していただきます。

23. その他

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けたときなど、その他補助金交付要領の規定に反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消す場合があります。
- (2) 本補助金は団体の活動支援を目的としているため、補助金の交付は団体名義の口座への振り込みとなります。原則として団体代表者等の個人口座への振り込みはできません。
- (3) 補助金交付団体は、補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿、証拠書類を補助事業完了後10年間保管してください。
- (4) 補助金交付団体は、補助事業を実施する際に「みんなで支えるまちづくり基金を原資とする吹田市市民公益活動促進補助金交付事業」であることを広報(ちらし・ポスターなどの印刷物やホームページ等)に必ず記載してください。
- (5) 補助金交付事業の啓発活動を実施する予定ですので、資料作りに積極的にご協力ください。
- (6) 交付事業においてイベント等を実施する場合は、障がいのある人に対して、合理的配慮を踏まえて、できるだけ手話通訳の配置等適宜対応してください。

●申請から補助金交付までの流れ



●市民公益活動促進補助金申請書 記入例

記入例

吹田市市民公益活動促進補助金交付申請書

令和 7 年 4 月 11 日

吹田市長宛

申請者 所在地 吹田市〇町〇丁目〇番〇号

代表者名、代表者の肩書（理事長、会長）を定款、役員名簿のとおり記入してください。

団体名 〇 〇 〇 の 会

代表者肩書・氏名 会長 吹田 太郎

市民公益活動促進補助金の交付を次のとおり申請します。

=（別紙2）事業実施計画書の「1 事業名」

記

=（別紙3）収支予算書の支出の部の「合計」額

- | | |
|---------|-----------|
| 1 事業名 | 環境学習事業 |
| 2 事業費総額 | 金260,400円 |
| 3 交付申請額 | 金130,200円 |

=（別紙3）収支予算書の収入の部の「当該補助金」額

添付書類

- ① 団体概要書（別紙1）
- ② 事業実施計画書（別紙2）
- ③ 収支予算書（別紙3）
- ④ 定款、規約、会則又はこれに準じるもの
- ⑤ 役員名簿（実行委員形式の場合は、実行委員名簿）
- ⑥ 団体の当該年度予算書
- ⑦ 団体の前年度決算書（あり ・ 設立初年度のためなし）
- ⑧ 会報、ニュースレター等団体の活動内容がわかるもの（あり ・ なし）

⑦、⑧はあり・なしのいずれかに○を